

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本	特記	市基本	特記
(建物内部の清掃)								
玄関ホール	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※A	○		2/W	
			部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。※B				
	床以外	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	○		2/W	
		扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。				
		什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。				
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。				
		金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。				
	床(弾)⇒Cを適用 床(硬)⇒C又はDを適用 ※1		定期○	表面洗浄 ※C	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	○	1Y	
			一般床洗浄 ※D	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で、汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。				
	床以外	フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	○		2/W	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

床(硬)	玄関ホール	57.26	2/W
床以外	玄関ホール(部分清掃)	8.24	2/W
床以外	フロアマット	14枚	2/W

65.50

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本記	特記	周期	
							市基本記	特記
一般 職員休養室・仮眠室 更衣室 事務室	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○		1M	
	床(硬)	○	除塵	真空掃除機で吸塵する。※2	○		1M	
	床(絨)							
	床以外	扉※3	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○		1M	
	床(畳)		除塵	ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※E	○		2/W	
			部分水拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭きをする。※F				
	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○		2/W	
	床(絨)	◎	除塵	真空掃除機で吸塵する。	○		2/W	
	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○		1W	
	床以外	衛生消耗品	補充	水石鹸等を補充する。	○		1W	
		洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。				
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		1Y	
			一般床洗浄(B)	※Dと同様				
			補修(C) ※G	① 空バフイング 汚れの目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフイングし、汚れを除去する。 ② スプレーバフイング (1) 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 (2) 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。			○	随時
	床(絨)	定期◎	全面クリーニング ※H	① 真空掃除機で吸塵する。 ② 水溶性、油性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③ シャンプークリーニング方式、ドライフォームシャンプー方式、ボンネットバフ方式、エクストラクション・ホットエクストラクション方式、パウダークリーニング方式、ツーステップ方式等のいずれを採用すべきかを検討し、適正洗剤を使用したクリーニングを行う。 ④ 乾燥後、バキュームをかけ、パイルを立ててセットする。	○		1Y	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(弾)	書庫(1)	28.28	1 M
床(弾)	書庫(2)	10.01	1 M
床(弾)	試験室	61.81	1 M
床(弾)	仮眠室	20.27	2/W
床(畳)	休憩室(畳)	37.24	2/W
床(弾)	休憩室(踏込)	2.97	2/W
床(弾)	控室(1)	31.35	2/W
床(弾)	洗濯乾燥室	14.92	2/W
床(弾)	更衣室	34.95	1 W
床(弾)	作業員控室(北)	62.13	2/W
床(弾)	控室	12.92	2/W
床(弾)	クレーン操作室	30.00	2/W
床(弾)	事務室(南)	32.66	1 M
床(弾)	事務室(北)	43.61	1 M
床(弾)	中央制御室	153.04	2/W
床(弾)	データー処理室	31.11	1 M

607.27

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容		市基本	特記	市基本	特記
会議室	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○	2/W ※6			
	床(硬)		除塵 真空掃除機で吸塵する。※2		○				
	床(絨)		除塵(※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)		○				
	床(畳)				○				
	床以外		扉※3	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。		○		
	床以外		衛生消耗品	補充	水石鹼等を補充する。		○		
	床以外	洗面台・水栓※4	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	○				
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1		定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		1Y	
				一般床洗浄(B)	※Dと同様	○		1Y	
	床(絨)		定期◎	全面クリーニング	※Hと同様	○		1Y	
廊下・エレベーターホール	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○	3/W ※7			
	床(硬)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。		○				
	床(絨)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。		○				
	床以外	手すり※5	日常○	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○			
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1		定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		1Y	
				一般床洗浄(B)	※Dと同様	○		1Y	
	床(絨)		定期◎	全面クリーニング	※Hと同様	○		1Y	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(絨)	応接室	39.65	2/W
床(弾)	小会議室	47.82	2/W
床(弾)	大会議室	121.11	2/W

208.58

床(弾)	1階廊下・エレベーターホール	219.82	3/W
床(弾)	2階廊下・エレベーターホール	215.08	3/W
床(弾)	3階廊下・エレベーターホール	16.52	3/W
床(弾)	4階廊下・エレベーターホール	149.12	3/W
床(弾)	地下廊下・エレベーターホール	9.96	3/W
床以外	ブラインド(7.24㎡)		1 Y

610.50

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容		周期	
		市基本	特記	市基本	特記	市基本	特記
便所・洗面所	床(弾)	日常◎	○	除塵	※Aと同様	1D	
	床(硬)			全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。		
	床以外	日常◎	○	ごみ箱	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。	1D	
				扉及び便所面台のたて	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。		
				洗面台・水栓	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。		
				鏡	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		
				衛生器具	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。		
				衛生消耗品	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。		
				汚物容器	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期◎	○	表面洗浄(A)	※Cと同様	1Y	
				一般床洗浄(B)	※Dと同様	1Y	
湯沸室	床(弾)	日常◎	○	除塵	※Aと同様	2/W	
	床(硬)			全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。		
	床以外	日常◎	○	流し台	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	2/W	
				厨房容器	次の作業を行う。 ・ 厨房を収集する。 ・ 容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期◎	○	表面洗浄(A)	※Cと同様	1Y	
				一般床洗浄(B)	※Dと同様	1Y	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(硬)	便所(1階西)	13.11	1 D
床(弾)	1階便所(身障者用)	6.82	1 D
床(硬)	便所(エレベーターホール横) 1階	3.78	1 D
床(硬)	1階便所(控室)	9.49	1 D
床(弾)	洗面所 1階	2.46	1 D
床(硬)	女子・男子便所 2階食堂前	26.78	1 D
床(硬)	2階便所(階段付近)	4.68	1 D
床(硬)	2階便所(フラット控室)	3.40	1 D
床(硬)	4階便所	4.54	1 D

75.06

床(硬)	西部事務所湯沸室	3.13	2/W

3.13

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本記	特記	市基本記	特記	周期
エレベーター	床(弾)			除塵	○				2/W ※7
				部分水拭き					
	フロアマット			除塵					
				部分水拭き					
	床以外		日常○	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。					
				除塵					
				拭き					
				拭き					
	床(弾)		定期◎	表面洗浄					
				洗浄					
階段	床(弾) 床(硬)		日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)					2/W ※7
				除塵					
	床以外		日常○	拭き					
				除塵拭き					
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1		定期○	表面洗浄(A)					
				一般床洗浄(B)					
	床(絨)		定期◎	全面クリーニング					
	床(弾) 床(硬)		日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)					
				除塵					

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
	エレベーター	1台	2/W
床以外	フロアマット	1枚	1W

床(弾)	1階 階段(玄関ホール)	14.25	2/W
床(弾)	1階 階段	18.19	2/W
床(硬)	1階 階段(外周り)	31.89	2/W
床(弾)	2階 階段	16.96	2/W
床(弾)	3階 階段	18.98	2/W
床(弾)	4階 階段	18.98	2/W
床(弾)	屋上 階段	17.82	2/W
床(弾)	地下 階段	26.77	2/W

163.84

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域		区分	国交省共通仕様との比較		作業内容		市基本	特記	市基本	特記
食堂 （厨房を除く。）	床(弾) 床(硬)		日常◎	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)			○			
	床以外	洗面台	日常◎	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。		○		2/W	
		鏡		拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		○			
		窓台		除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。		○			
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1		定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様		○		1Y	
				一般床洗浄(B)	※Dと同様		○		1Y	
	床以外	換気扇	定期	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び食堂設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。			○		1Y
厨房	床(弾) 床(硬)		除塵 ※Aと同様			○		2/W		
			全面水拭き 床全面をモップで水拭きをする。							
	床以外	流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。		○		2/W		
		厨房容器	厨房収集	次の作業を行う。 ・厨房を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。						
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1			表面洗浄(A)	※Cと同様		○		1Y	
				一般床洗浄(B)	※Dと同様		○		1Y	
	床以外	換気扇		拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。			○		1Y
レンジフード			拭き	次の作業を行う。 ・レンジフードの下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・レンジフード及びその周辺を除塵する。 ・レンジフード及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。			○		1Y	
浴室・シャワールーム	床(硬)		日常◎	洗浄	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機で洗浄し、水拭きする（浴槽を含む。）。	○			1D	
	床以外	壁		拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。					

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
床(弾)	食堂（2階）	58.68	2/W
	換気扇(レンジフード)	1台	1 Y

58.68

床(硬)	厨房	11.85	2/W
	換気扇	1台	1 Y

11.85

	浴室	19.94	1 D
	浴槽	11.96	1 D
	換気扇	1台	

31.90

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本記	特記	周期	
							市基本記	特記
浴室・シャワールーム・脱衣室	脱衣室	床(弾)※9	日常◎	除塵	○			2/W
				拭き				
	床以外	ごみ箱	日常◎	ごみ収集	○		1D	
		扉		部分拭き				
		洗面台		拭き				
		鏡		拭き				
		椅子・洗面器		拭き				
		水栓・シャワー金具等		拭き				
		排水口		ごみ収集				
		足拭きマット		乾燥				
		脱衣箱・脱衣かご		拭き				
		消耗品		補充				
		天井		拭き				
	喫煙スペース	床(弾)	日常◎	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○		1D	
		床(硬)						
		床(絨)	日常◎	除塵	○		1D	
		灰皿	日常◎	吸殻収集				
		ごみ箱	日常◎	ごみ収集	○		6M	
		床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)				
			定期○	一般床洗浄(B)	○		6M	
		床(絨)	定期◎	全面クリーニング				
		壁		除塵	○		1M	
				部分拭き				
	床以外	吹出口・吸込口		拭き	○		6M	
				次の作業を行う。				

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

床(硬)	①喫煙スペース	4.00	1 D
床(硬)	②喫煙スペース	4.00	1 D

8.00

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所 ・ 区域	区分		国交省共通仕様との比較	作 業 内 容	市基本記	特記	周期	
							市基本記	特記
		換気扇	拭き	・換気扇の下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	○		6M	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

特記仕様書 別表（西部クリーンセンター清掃業務）

場所・ 区域	区分		国交省共通仕様との比較		作業内容		市基本	特記	市基本	特記	周期
ごみ運搬処理 ※10					中継所から集積所までの運搬 ごみ中継所に集められたごみ等は、区別して集積所まで運搬する。		○			1W	
			分別 集められたごみは、種類ごとに分別する。								
(建物外部の清掃)											
窓ガラス ※11					洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	○			1Y	
屋上広場・バルコニー ※12	市民や職員一般の立入が禁止の場合	避難はしご付バルコニー	拾い掃き及び洗浄(A)	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。 ハトの糞を除去する。その他避難に支障のある汚れを除去する。	○			1M			
		その他	機能維持(B)	排水ドレンの本来の機能を維持するための目詰まり等の取り除きを行う。	○		1Y				
	市民や職員一般が立入可の場合		拾い掃き(C)	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。	○			1W			
玄関回り	床	○	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	○			1W			
		水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。								
犬走り 構内通路 駐車場	床	○	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	○			1W			

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
		1,844.31	1 W

	玄関	8.24	1 Y
	窓ガラス	194.00	1 Y

--	--	--	--

	玄関周り	7.49	1W
--	------	------	----

備考

- 1 本発注案件において、市基本仕様がそのまま適用される場合は、作業内容と周期に分けて「市基本」の欄に記載がある。市基本仕様と異なる作業内容・周期の場合は、それぞれの「特記」の欄に記載がある。
- 2 市基本仕様は、国交省共通仕様との比較を併せて表示している。市基本仕様は、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページに掲載している。
- 3 「国交省共通仕様との比較」の欄における、「◎」は作業内容・周期ともに国交省共通仕様と同一であることを、「○」は作業内容が同一で周期が異なることを表している。この場合、国交省共通仕様での当該作業の位置付けを左表に、日常清掃に該当する場合は「日常」を、定期清掃に該当する場合は「定期」を併記している。
- 4 左表の区分欄の「床」における略語の意義は次のとおりである。右表の対象諸室ごとの区分の欄においても同様である。
 - (1) 硬 硬質床をいう。
 - (2) 弾 弾性床(畳を除く。)をいう。
 - (3) 織 繊維床をいう。
 - (4) OA OAフロア(床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上^に別の床を設け二重化したもの)をいう。
- 5 OAフロアの定期清掃に使用する適正洗剤は、それぞれの床の特性に合ったものを使用しなければならない。
- 6 ※が付されているものについては、次のとおり
 - (1) ※1 CDのいずれを適用するかについては、適応しないものを網掛けで表示した。
 - (2) ※2 その室の入口にフロアマットが備えられている場合は、そのフロアマットの吸塵も行う。
 - (3) ※3 ガラス扉又は木目仕上げの扉の場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (4) ※4 洗面台がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (5) ※5 手すり(窓台)がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (6) ※6 所属長室については、清掃周期を1Mとする。
 - (7) ※7 通行者(利用者)がごく僅かな場合は、清掃周期を1Wとする。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (8) ※8 幅木とノンスリップの清掃を含む。
 - (9) ※9 木製床を含む。
 - (10) ※10 仕様は次のとおりである。
 - ア ごみ中継所に集められているごみは、そのほとんどがごみ袋等で分別されている。
 - イ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器資源ごみ、古紙資源ごみごとに、定められた時間に、所定の中継所から回収し、所定の場所に分別して集積する。
 - ウ 回収業者及び回収業者への引渡し場所は、施設管理担当者の指示による。
 - (11) ※11 室内側の面を含む。作業範囲及び注意事項は次のとおりである。
 - ア 1階部分(高所作業車、ロープブランコ等特別の設備をすることなく、室外側の面の清掃ができる場合は、2階以上の階を含む。)は、両面を洗浄する(2階以上の階につき両面を洗浄する場合は、右表で明示する。)
 - イ ア以外の場合は、室内側の面のみを洗浄する。
 - ウ 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。
また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。
 - (12) ※12 ABCのいずれを適用するかについては、各発注案件において明記する。
- 7 市基本仕様のうち、各発注案件において適用されない部分には、網掛けを付けている。

○ 市の予定価格の積算についての公表事項

積算についての公表事項は、高松市清掃業務委託料積算要領及び清掃業務委託料積算数量算定マニュアル(いずれも財産経営課(ファシリティマネジメント推進室)ホームページ掲載)によるもののほか、次のとおりである。

- (1) 歩掛りについては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領によった。
- (2) 国交省基本仕様とは異なる清掃周期としたものについても、歩掛りは、(1)の基準及び要領によった。ただし、次のア〜ウに掲げるものは、(1)の基準及び要領による数値に、それぞれア及びイに掲げる割合を乗じて得られた数値とした。
 - ア 国交省共通仕様で1Dのものを1Wにした場合 1.5倍
 - イ 国交省共通仕様で1Dのものを2/Mにした場合 2倍
 - ウ 国交省共通仕様で1Dのものを1M(これより少ない頻度を含む。)にした場合 3倍
- (3) 積算に用いた日数は、清掃周期に応じ、次のとおりである。
1D=245日、4/W=196日、3/W=147日、2/W=98日、1W=52日、2/M=24日、1M=12日、6M=2日、1Y=1日
- (4) 国交省共通仕様において「見積による」とされたもの及び国交省仕様に定めのないものについては、次のいずれかの方法によった。
 - ア 参考見積を徴し、これを元に積算した。
 - イ 参考見積を徴することなく、類似の作業に係る歩掛りを利用し積算した。
- (5) 労務単価については、国土交通省の令和7年度建築保全業務労務単価を適用している。
- (6) 諸経費の割合については、それぞれ次のパーセントとしている。
 - ア 直接物品費率 4.5パーセント
 - イ 業務管理費率 13パーセント
 - ウ 一般管理費等率 14パーセント